



令和元年 (2019年) 6月14日 (金)
No. 14950 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆商標判例読解②

「BELLO」事件 (1)

☆フラッシュ (特許庁人事異動) (11)

商標判例読解②

「BELLO」事件

ユアサハラ法律特許事務所／商標判例研究会

弁理士 片山 礼介

事件番号：平成29年（ワ）第6906号 商標権侵害差止等請求事件

係 属 部：大阪地方裁判所第26民事部（裁判長 高松 宏之／野上 誠一／大門 宏一郎）

判 決 日：平成30年11月5日

結 論：請求棄却

関連条文：商標法第26条

出 典：裁判所ウェブサイト

医薬・化学・バイオの特許調査

JAICI
化学情報協会

知財情報センター



0120-921-997

E-mail: ships@jaici.or.jp



SHIPS

特許調査 SHIPS



調査実績：

医薬 診断薬 製剤 遺伝子 細胞 抗体 農薬 化粧品 ポリマー フィルム
繊維 有機 EL 電池 半導体 液晶 無機物 機能性材料 他多数

★キーポイント

本事件は、キャラクターグッズにおける商標の使用に関する侵害事件である。著名キャラクターのキャラクターグッズに、そのキャラクターがその作品中において発する言葉をそのキャラクターの図柄と共に付した場合に、その言葉が自他商品識別標識として機能するのか、商標としての使用に該当するか否かが問われた。

第1 事案の概要

「BELLO」(上記、「本件商標1」及び「本件商標2」)について商標権を有し、服飾雑貨の製造、販売を業とする原告が、テーマパーク「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン」を運営する被告に対し、「BELLO」他の文言(下記「被告標章目録」記載の各文言)を付したTシャツ、インナー、帽子等のいわゆるキャラクターグッズ(下記「被告商品目録」記載の各商品)を販売する行為等が本件各商標権を侵害する旨主張し、商標法第36条第1項に基づく被告各商品の販売等の差止請求、同条第2項に基づく被告各商品及びこれらに関する広告の廃棄請求、及び、不法行為(本件各商標権の侵害)に基づく損害金の支払を求めた事案である。

◆被告標章目録

- 1, BELLO
- 2, BELLÒ
- 3, BELLØ
- 4, BELLQ

◆被告商品目録(注:一部の商品のみ掲載)

全25点(Tシャツ11点、インナー(腹巻付き毛糸のパンツ)1点、トランクス3点、帽子2点、靴下1点、フード付きトレーナー3点、トレーナー(スウェット)1点、フード付きポンチョ3点)

・Tシャツ

・トランクス



【原告が有する商標登録】

	本件商標1	本件商標2
商標見本	BELLO	<i>Bello</i>
登録番号	第5316480号	第5163790号
商品の区分及び指定商品	第18類:犬の首輪、犬の胴着、キャリーバッグ、リュックサック、ショルダーバック、ウエストポーチ、財布、名刺入れ、かばん 第25類:下着、トランクス、アンダーウェア、洋服、帽子、手袋、マフラー、ストール、バンダナ、耳覆い、靴下	第25類:下着、トランクス、アンダーウェア、アンダーパンツ、アンダーシャツ、洋服、帽子
登録日	平成22年4月16日	平成20年9月5日